福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金(ユニバーサルデザインタクシー)

返還額の算定方法

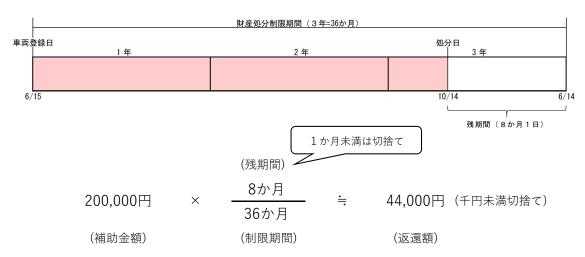
返還金額は、

- ①処分時から財産処分制限期間(3年間)が経過するまでの期間に相当する分
- ②当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、補助金額の範囲内で その利益の全部又は一部

【①の返還金額算出例】

・車両登録日:6月15日

・処分日 : 3年目の10月14日 の場合



※処分の種類

- ・交付の目的外使用(使用の本拠の位置の市外への変更、タクシーとして使用 しない 等)
- ・譲渡(所有者の変更 等)
- ・交換
- ・廃棄
- ・貸し付け(処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更 等)
- ・担保等

※補助金の返還を求めない場合

- (1) 災害等により財産処分した場合
- (2) 過失割合が50%未満の事故により財産処分した場合
- (3) その他市長が特に認める場合